会 派 視 察 報 告 書

大崎市議会　政務活動概要報告書
平成29年12月27日　提出

1. 視察概要

会 派 名	大崎ニューネット
視察者名	佐藤和好、佐藤仁一郎、木村和彦、佐藤弘樹 只野直悦、後藤錦信、氏家善男、青沼智雄
日　時	平成 29 年 12 月 5 日（火）～6 日（水）
視 察 先	1.農林水産省（東京都千代田区・衆議院第二議員会館） 2.防衛省（東京都新宿区）
出 席 者	1.農林水産省政策統括官付農産企画課食糧調査官　石井一成氏 農林水産省政策統括官付穀物課推進企画係長　伊藤直樹氏 農林水産省政策統括官付農産企画課米穀需給班米穀需給操作係長　冨吉要一郎氏 2.防衛大臣　小野寺五典氏

2. 視察内容

視察項目	1.平成 30 年産米政策と地方の役割（米をめぐる現況）・関連政策の内容と取り組みについて（農林水産省） 平成 29 年 12 月 5 日（火）13:30～15:30 2.J アラートの活用と防衛の考え方（北朝鮮情勢）・自衛隊の災害派遣について 平成 29 年 12 月 6 日（水）9:30～10:30
視察内容	1. 平成 30 年産米政策と地方の役割(米をめぐる現況)・関連政策の内容と取り組みについて 平成 30 年度からの米政策大幅見直しを見据えて、特に重点を置き継続的に視察調査活動に取り組んでいる。既に、平成 28 年 1 月 27 日、農業をはじめとする国の「TPP 関連政策と対応・経過について」を調査項目に、内閣官房・農林水産省担当者より詳細な説明を受け意見交換を実施した。 また、平成 28 年 12 月 6 日、「米をめぐる現況・関連政策の内容と取り組みについて」を調査項目に、農林水産省担当者より 2 回目となる現況説明を受け意見交換を実施している。 今回 3 回目となる調査視察は、農政全般の TPP 対策から続く具体的な農業（米）政策について、いよいよ国の方針が決定し予算案もほぼ確定した事から、より知見を深めるために実施したものであり、関連するので前回までの調査内容を以下に一部抜粋する。 【平成 27 年度調査報告内容・参考】 ●TPP 関連政策と対応・経過について ◎基本的な考え方 TPP は、21 世紀のアジア・太平洋に自由で公正な「一つの経済圏」を構築する挑戦的な試みである。 世界の GDP の約 4 割（3,100 兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携で、人口 8 億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築する。この地域の成長を取り込み、アベノミクス「成長戦略の切り札」となるものである。 TPP がもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。TPP が多国間の経済連携である特色を活かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が 8 億人の市場へ打って出ることを政府は全力

で後押しをする。
　一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から、概念・不安の声が寄せられていることも事実である。今後とも合意内容を丁寧に説明するとともに、TPP の影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる必要がある。

◎TPP 関連政策の目標
　従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけでなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけでなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPP を契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

〇TPP の活用促進
〈TPP の普及・啓発〉
・目標　セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度 60%以上を目指す。
・JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催や TPP 情報のポータルサイトの設置、TPP を活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の事故証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。
〈中堅・中小企業等のための相談体制の整備〉
・目標　相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度 60%以上を目指す。
・TPP の内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP 原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

〇分野別施策展開
　TPP 大筋合意を受け、いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても我が国の豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域を引き渡していくことができる。
〈攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）〉
・目標　平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額一兆円目標の前倒し達成を目指す。
・国際競争力のある産地イノベーションの促進
　水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。
・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
　省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。
・合板・製材の国際競争力の強化
　原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。
〈経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）〉
・米
　国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則 5 年の保管期間を 3 年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。
・牛肉・豚肉、乳製品
　国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8 割→9 割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国 1：生産者 1→国 3：生産者 1）。
肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した（※準備が整い次第、協定発効に先立って実施。）上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

◎今後の対応
・農林水産分野の対策の財源については、TPP 協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや肉牛の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。
・農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成 28 年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。

【平成 28 年度調査報告内容・参考】

●米をめぐる現況・関連政策の内容と取り組みについて

〇米の消費に関する動向
・米の 1 人当たりの年間消費量は、昭和 37 年度をピークに一貫して減少傾向にある。具体的には、37 年度には 118kg の米を消費していたのが、平成 27 年度には、その半分程度の 55kg にまで減少している。
・米の全国ベースでの需要量は毎年約 8 万トンずつの減少傾向にある。

〇水田における土地利用の状況
・平成 20 年産以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の拡大で対応されている。こうした取り組みを進めることで、水田がフルに活用され、生産者等の主体的経営判断による需要に応じた米生産の推進が期待される。

〇28 年産米の作付動向
・平成 28 年産については、主食用米から戦略作物等への転換が一層進み、多くの戦略作物で作付面積が増加した。
・この結果、28 年産米の主食用米の作付面積は 138.1 万 ha となり、生産数量目標 140.3 万 ha を 2.2 万 ha 下回り、27 年産から 2 年連続で超過作付が解消された。
〇平成 28 年産の超過作付面積は-2.2 万 ha で、主食用米の作付面積が生産数量目標を下回った県は 36 都道府県、自主的取組参考値まで下回ったものは 31 都道府県。

〇飼料用米の取組状況
・飼料用米については、生産量が拡大し、多収品種の導入も進展。
・飼料用米の生産の約 7 割が経営規模（全水稲の作付面積）が 5ha 以上の大規模農家により担われている。

〇主食用米の平成 28・29 年の需給実績及び平成 29・30 年の需給見通し（平成 28 年 11 月公表・基本指針）
・平成 28・29 年の主食用米等の需給見通し
平成 28 年 6 月末民間在庫量　204 万トン
平成 28 年産主食用米等生産量　750 万トン

平成 28・29 年主食用米等需要量(見通し) 754 万トン
平成 29 年 6 月末民間在庫量(見通し) 200 万トン

○平成 29 年産米の生産数量目標等の考え方
〈生産数量目標〉
近年のトレンドとして需要が毎年概ね 8 万トン減少していることを勘案し、平成 28 年産米の生産数量目標 743 万トンから 8 万トンを控除した 735 万トンと設定。
〈自主的取組参考値〉
平成 30 年 6 月末民間在庫量が安定供給を確保できる水準(180 万トン)となるものとして、733 万トンと設定。

○平成 29・30 年の主食用米等の需給見通し
・平成 29 年 6 月末民間在庫量 〈生産数量目標〉200 万トン 〈自主的取組参考値〉200 万トン
・平成 29 年産主食用米等生産量 735 万トン 733 万トン
・平成 29・30 年主食用米等供給量計 935 万トン 933 万トン
・平成 29・30 年主食用米等需要量 753 万トン 753 万トン
・平成 30 年 6 月末民間在庫量 182 万トン 180 万トン

○相対取引価格の推移(22 年産～28 年産)
・28 年産米の平成 28 年 10 月の相対取引価格は、全銘柄平均価格で前年産同時期に比べ＋1,200 円程度の 14,307 円/60kg となったところ。

○水田活用の直接支払交付金の概要 〈平成 29 年度予算概算要求額:332,200(307,765)百万円〉
・水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。
〈交付対象者〉
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農
〈支援内容〉
①戦略作物助成…麦、大豆、飼料作物 3.5 万円/10a、WCS 用稲 8.0 万円/10a、加工用米 2.0 万円/10a、飼料用米・米粉用米 収量に応じ、5.5 万円～10.5 万円/10a
②二毛作助成…1.5 万円/10a(主食用米と戦略作物助成の対象作物、または戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援)
③耕畜連携助成…1.3 万円/10a(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援)
④産地交付金
・地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援
・また、地域の取組に応じて都道府県に対して配分

○飼料用米の生産拡大
・主食用米の需要が減少する中で、主食用米から飼料用米など主食用米以外への転換を進めていく必要。
・農業者の方々が安心して飼料用米等の生産に取り組めるよう、新たな食料・農業・農村基本計画(平成 27 年 3 月閣議決定)において、飼料用米等の生産拡大を位置付け、その達成に向けて必要な支援を行うこととしているところ。
・飼料用米の生産拡大に向けて、①水田活用の直接支払交付金による支援、②多収品種の種子の確保、③カントリーエレベーターや加工・保管施設などの整備に対する支援などを実施。

○飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

	・飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。 ・国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。 ○米穀周年供給・需要拡大支援事業 〈平成 29 年度概算要求額:50 億円(28 年度 50 億円)〉 ・業務用等の取引に関するマッチングセミナー・イベントの開催に対して支援。 ・産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。 ・あらかじめ生産者等が積立てを行い、産地の取組を実施する場合に国も一定の支援。 ○主食用米の需給安定の考え方について ・「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を 27 年度から創設。 ・当事業には、平成 27 年度には 17 道県、平成 28 年度では、現時点で 25 道県が活用しており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業の継続・推進を図る。(今後、平成 28 年度 3 次公募を実施予定。) ・30 年産に向けては、必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。 ○米の消費拡大 ・米の消費拡大に向けて、米飯学校給食の推進、健康面からのごはん食の効用発信などを実施。 ・また、主食用米の消費の約 3 分の 1(約 250 万トン)を占める中食・外食等は、業態やメニューにより求められる品質や価格が様々。 ・このため、①中食・外食事業者や米卸業者と米産地のマッチング、②関係者の連携による産地づくりなどを支援し、業務用米・加工用米の安定取引を推進。 ○各県からの 30 年産に向けた主な意見・疑問とそれに対する考え方 (1)30 年産以降の生産の姿が見えないので早急に示すべき。(30 年産以降は作りたいだけ作れるのか) ⇒27 年産、28 年産でも、各産地において主食用米から飼料用米を始めとする作物に転換して需要に応じた生産が進められてきた。こうした転換が自主的に行われることが 30 年産以降の姿そのものであり、29 年産においても引き続き、その予行演習をしていくということ。 　また、30 年産以降も、現在と同様、県、市町村や関係団体が構成員となる県や地域の農業再生協議会は存続。国による様々な情報提供や、飼料用米や麦・大豆等に対する支援を踏まえ、協議会として主食用米、飼料用米、麦・大豆等の生産ビジョンを主体的に判断していただくもの。 (2)30 年産以降も引き続き国から何らかの数字を示すべき。 ⇒30 年産以降も、引き続き、全国ベースの需給見通し(対前年○%減等)を提示する。28 年産から、県別の生産数量目標のシェアを固定して配分しており、既に全国の生産数量目標により県別の生産数量目標が誰でも計算できるようになっているところ。 　また、引き続き、マンスリーレポートによる産地別主要銘柄別のきめ細かな情報提供を実施し、産地の販売戦略を支援。 (3)30 年産以降、水田活用の直接支払交付金は廃止されるのか。 ⇒37 年度を目標年度とする食料・農業・農村基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大が明確に位置付けられていることを踏まえれば、30 年産以降についても、

水田活用の直接支払交付金のような枠組みは、基本的に必要。
(4)生産数量目標の配分が無くなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰になるのではないか。
⇒米の流通においては、全国一律で過剰在庫が発生しているわけではなく、それぞれの産地銘柄ごとに価格や売れ行きは大きく異なっている。他県の状況いかんにかかわらず、消費者・実需者のニーズに裏打ちされた量の米を供給するため、自県産米の売れ残りが生じないように作付けしていかなければ、結局、自県産の米価が低迷。
従前過剰作付けの多い県においても、飼料用米の意欲的な増産目標を掲げて過剰作付解消に向けた取組が行われるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透しつつあるところ。
(5)系統集荷率が低く、自県内で需要に応じた生産が徹底できるか不安。
⇒系統内外を問わず、需要に応じた生産を徹底することが基本であり、まずは、系統内で売り先如何に関わらず集荷し在庫を抱え、米価が低迷することがないよう、関係者の意識を変えつつ、需要に応じた生産を徹底することが重要。
また、系統外の集荷業者や生産者についても、地域協議会に積極的に関与していただき、系統内の生産者同様、需要に応じた生産の必要性をよく理解していただく必要。
(6)小規模の兼業農家は需給調整への参加率が低く、需要に応じた生産を進めることが難しい。
⇒現状においても、多くの地域において小規模の兼業農家の実態を踏まえた需給調整が行われており、引き続き、同様の取組を継続的に取り組んでいただきたい。

【平成 29 年度調査報告内容】

●平成 30 年産米政策と地方の役割（米をめぐる現況）・関連政策の内容と取り組みについて

◎米の基本指針のポイント
平成 30 年産以降は、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「未来投資戦略 2017」を踏まえ、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組む。

○平成 29/30 年の主食用米等の需給見通し
相対取引価格が上昇傾向にあることから、需要量に及ぼす影響を踏まえ、トレンドにより算出した 752 万トンから 8 万トン低い 744 万トンと見通す。

○平成 30/31 年の主食用米等の需給見通し
平成 8/9 年から平成 29/30 年までの需要実績等を用いて、トレンドで算出した 742 万トンと見通す。

○今後の需要に応じた生産
平成 29 年 6 月 9 日閣議決定された「未来投資戦略 2017」では、米政策の改革を着実に進めることにより、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備し、米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分は2018年から廃止するとしている。
この生産数量目標の配分廃止については、以下の様な各県からの意見・疑問があったので考え方を示している。
(1)30年産以降の生産の姿が見えないので早急に示すべき。また、30年産以降は作りたいだけ自由に作れるのか。
⇒27・28・29 年産でも、各産地において主食用米から飼料用米を始めとする作物に転換して需要に応じた生産が進められてきた。こうした転換が自主的に行われることが 30 年産以降の姿そのものであり、30 年産以降も引き続き、同様の取り組みに継続的に取り組んでいただくことが重要。また、30 年産以降も、現在と同様、県・市町村や関係団体が構

成員となる県や地域の農業再生協議会は存続。国による様々な情報提供や、飼料用米や麦・大豆等に対する支援を踏まえ、協議会として主食用米、飼料用米、麦・大豆等の生産ビジョンを作成し、その内容を生産現場に周知いただくもの。
(2)30 年産以降、産地は作付をどのように判断すればよいのか。
⇒30 年産以降も、引き続き、全国ベースの需給見通し(需要量、生産量等)を提示するとともに、マンスリーレポートによる産地別主要銘柄別のきめ細かな情報提供を実施し、産地の販売戦略を支援。また、29 年産の県及び地域農業再生協議会別の作付状況及び超過作付面積を公表。30 年産において、29 年産の作付状況・超過作付面積を踏まえて需要に応じた生産・販売を判断できるようにしたところ。
(3)需要に応じた生産・販売のためのインセンティブが必要ではないか。
⇒水田活用の直接支払交付金(30 年度概算要求)においては、飼料用米等の戦略作物の単価体系を維持するとともに、深掘支援の強化(転作作物拡大)、需給調整に資する米の新市場開拓への支援強化等を図っている。
(4)生産数量目標の配分が無くなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰になるのではないか。
⇒米の流通においては、それぞれの産地銘柄ごとに価格や売れ行きは大きく異なっている。他県の状況いかんにかかわらず、消費者・実需者のニーズに裏打ちされた量の米を作付け・販売していかなければ、結局、自県産の米価が低迷。また、従前過剰作付の多い県においても、飼料用米の意欲的な増産目標を掲げて過剰作付解消に向けた取組が行われるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透しつつあるところ。
(5)系統集荷率が低く、自県産で需要に応じた生産が徹底できるか不安。
⇒系統内外を問わず、需要に応じた生産を徹底することが基本であり、まずは、系統内で売り先いかんに関わらず集荷し在庫を抱えることがないよう、関係者の意識を変えつつ、需要に応じた生産を徹底することが重要。また、系統外の集荷業者や生産者に対しても、米の需給に関する情報をきめ細かに提供することなどを通じ、系統内の生産者同様、需要に応じた生産の必要性をよく理解していただく必要。
(6)小規模の兼業農家は需給調整への参加率が低く、需要に応じた生産を進めることが難しい。
⇒従来から、多くの地域において小規模の兼業農家の実態を踏まえた需給調整が行われており、引き続き、同様の取組に継続的に取り組んでいただきたい。

○各県段階の米政策改革に係る検討状況(9 月末現在)
各道県においては、平成 30 年産以降も、引き続き需要に応じた生産が図られるよう、水田フル活用ビジョンの策定の際に、主食用米の作付方針を作成し、生産現場に周知することとしている。
※コメの需給安定・経営安定のための具体的な各施策については、別紙を添付。

【考察・所感・提言等】
大崎市の将来的な農業を考えた時に、平成 30 年度からの国の米政策大幅見直しは大変重要な問題であり、また市民・農業者の関心も高いことから、継続的な調査視察を実施しました。
特に、直接農水省担当者から説明を受けることにより、農政の将来や課題を踏まえた国の今後の見通しや対策への認識を深めました。
TPP・FTA 問題から続く農政の将来を考えた場合に、地方の農業者・農業団体は大変不安視する声もあり、また 30 年産からの米政策大幅見直しに向けては各地域間でも水田活用・転作作物拡大・米の新市場開拓等の対策を尚一層進めております。
今回の調査視察では、農林水産省担当者から平成 29 年の農業情勢や 30 年度予算に向けての施策内容を伺う事で、基本的な考え方や国の地方に対する具体的な支援内容の更なる理解に繋がるものとなりました。
また、地方創生や地域農業発展の観点からも、今後の地域農業への支援拡充や青年農業者対策、販売・輸出強化などには、最大限地方の声を取り入れて頂きたいとの意見交換も積極的に行いましたが、出来る限りの施策を講ずるとの説明も頂いた事から、国としての方針や平成 30 年に向けた施策の展開には十分注視していきたいと考えます。

	[添付資料] ・視察時写真 ・米をめぐる状況について（平成 29 年 11 月） 2.J アラートの活用と防衛の考え方（北朝鮮情勢）・自衛隊の災害派遣について 　東京都新宿区の防衛省にて、防衛大臣小野寺五典氏より、自衛隊の現況と災害派遣等について伺った。特に、有事に備えるための配備体制や災害派遣状況については大変理解を深めることができ、また防衛大臣としての公務活動や取り組みについても説明を受け、その後意見交換を実施させて頂きました。 【考察・所感・提言等】 　自衛隊の現況を直接防衛大臣から伺う貴重な調査視察でしたが、丁寧な説明を頂きながら理解を深めることが出来た。また、大臣室での調査視察後は、同敷地内にある市ヶ谷記念館を訪問し、防衛省担当者より昭和 20 年に極東国際軍事裁判の法廷として使用された際の歴史的経緯や備品・展示品の説明を受けました。 [添付資料] ・視察時写真
他会派との合同実施	・公明党

以　上